

依存防止対策への取組み状況を確認する調査実施要綱

(目的)

第1条 遊技業界の依存防止対策への取組みが推進されることを目的として、この要綱に、一般社団法人遊技産業健全化推進機構（以下「機構」という。）の定款第4条第3号に定めた依存防止対策への取組み状況を確認する調査（以下「依存防止対策調査」という。）について、その実施方法その他の必要な事項を定める。

(承諾書に基づく依存防止対策調査の対象)

第2条 機構は、機構の定款第4条第3号アに規定する承諾書（以下単に「承諾書」という。）を提出したぱちんこ許可業者等の営業所等（以下「営業所」という。）に対し、依存防止対策調査を実施する。

(機構事務局)

第3条 機構事務局は承諾書の收受、依存防止対策調査の実施、承諾書を提出している営業所の情報の開示及び行政機関、パチンコ・パチスロ産業21世紀会等への情報提供に関する事務を行う。

- 2 依存防止対策調査を行う要員は、「立入検査実施要綱」第5条第2項の検査要員をもって充てる。
- 3 代表理事は、特に必要があると認める場合には、機構の役員及び職員以外の者を臨時の検査要員に任命することができるものとする。

(依存防止対策調査の方法)

第4条 依存防止対策調査は、依存防止対策調査を行う営業所の営業時間の内外を問わず、随時かつ無通知で、必要により撮影機器等を使用して実施する。

- 2 依存防止対策調査は、原則として複数の検査要員をもって実施する。
- 3 依存防止対策調査は、事前に代表理事の承諾を得た営業所に対し実施する。
- 4 依存防止対策調査は、それを行う営業所の業者又は管理者、もしくは安心パチンコ・パチスロアドバイザーその他の従業員（以下「管理者等」という。）の立会いの下で行う。
- 5 依存防止対策調査において、検査要員は、次に掲げる事務を行うものとする。
 - (1) 検査要員の身分を示す「身分証明書」（「立入検査実施要綱」の別図1）を携行するとともに機構検査員「統一ジャンパー」（「立入検査実施要綱」の別図2）を着用すること。
 - (2) 依存防止対策調査を行う営業所の管理者等から、前号の身分証明書の提示を求められた場合には、それを提示すること。

- (3) 依存防止対策調査を行う営業所の管理者等に対し、当該営業所から機構に提出された承諾書の写しを提示して、依存防止対策調査についての説明を行うこと。
- (4) 依存防止対策調査を行う営業所が営業中の場合には、当該営業所の管理者等に対し、当該営業所において、お客様に対し、依存防止対策調査についての説明を行うよう求めること。また、遊技中のお客様が不利益を被ることのないよう十分な配慮を行うこと。
- (5) 依存防止対策調査を行う場合には、別記様式第201号の「機構 依存防止対策調査チェック表」（以下単に「チェック表」という。）を用いて、写真撮影等必要な方法により調査を行うこと。
- (6) 依存防止対策調査終了後、当該営業所の管理者等に対し、別記様式第202号の「依存防止対策調査 終了確認書」を手交するとともに、チェック表の「依存防止対策調査終了確認書」の受取署名欄に当該営業所の管理者等のサインを求めること。

(依存防止対策調査の結果の取扱い及び承諾書情報の公開方法)

第5条 検査要員は、別記様式第201号に必要事項を記載したものをもって、依存防止対策調査の結果を検査部に報告するものとする。

- 2 検査要員は、依存防止対策調査を行う営業所が依存防止対策調査を拒否した場合は、その旨を検査部に速やかに報告するものとする。
- 3 検査部は、承諾書を提出した営業所名及び所在地を依存防止対策調査専用ホームページに掲載する。
- 4 検査部は、必要に応じて、依存防止対策調査により把握した結果を、行政機関及びパチンコ・パチスロ産業21世紀会等の関係団体、並びにパチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議に提供する。

(秘密の保持)

第6条 検査要員その他依存防止対策調査に従事するすべての関係者は、依存防止対策調査に関し知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 その他、この要綱に定めのない事項は、代表理事が定める。

2019年3月11日現在